

論点

受動喫煙という児童虐待



さいとう 齋藤 麗子氏
日本禁煙推進医師歯科医師連盟
会長。十文字学園女子大学健康管
理センター長。小児科専門医。医
学博士。69歳。

子どもへの虐待が重大な社会問題になっている。現在の虐待の定義は「身体的虐待」「育児放棄(ネグレクト)」「心理的虐待」「性的虐待」の4分類だ。私は虐待の5番目の定義として、子どもの周囲での喫煙を加えたい。受動喫煙は、外傷(身体的虐待)を直接与えるものではない。しかし、子どもの健康や命、発育を脅かすという

意味で、虐待そのものと言っているのではないだろうか。厚生労働省の検討会がまとめた「喫煙と健康」(通称・たばこ白書)によると、子どもへの受動喫煙の健康被害として、ぜんそくなど

の呼吸器疾患、中耳炎、う歯のほか、乳幼児突然死症候群(SIDS)との関係が指摘されている。室内や自動車内の狭い空間では、受動喫煙の悪影響はさらに大きい。子どもが逃げるできない状況

でもある。東京都は今年4月、子どもを受動喫煙から守る条例を全国に先駆けて施行した。家庭内の子どもと同室の空間や子どもが同乗する自動車などの喫煙を規制するもので、努力義務とはいえ画期的なことだ。筆者は昨年10月から12月にかけて、学生や医療関係者、一般市民向けの講演の機会を利用して、子どもの受動喫煙に関する意識調査を行った。無記名で約600人

の回答を得た。子どもを受動喫煙から守る条例による規制について「必要」と思う人が7割近くを占めた。「換気扇の下やベランダなら認める」「不要」と回答したのはどちらも1割未満だった。家庭内や自家用車内の喫煙を「虐待である」とする答えは全体では半数ほどだったが、医師・歯科医師では7割だったのに対し、一般の社会人や学生では4割強と差もみられた。たとえ罰則がなくとも、虐待という認識を広く社会に広めることが、子どもに関わる者の役割と思える。

日本小児科学会など4団体でつくる日本小児医療保健協議会「子どもをタバコの害から守る合同委員会」は、子どものいる室内や自動車内の喫煙は虐待であることと訴える2種類のポスターを作成した。小児科関連の学会やセミナーで配布しているほか、日本小児保健協会のホームページからもダウンロードできる。

最近、煙の出ない加熱式たばこは害がないという誤った考えで、子どもの周囲で使用する保護者がある。たばこは、子どもの誤飲事故で最も多い原因だ。加熱式たばこは、葉の部分に詰め込まれて小さいため子どもが誤ってのみこみやすい。国民生活センターなどによると、加熱式たばこの誤飲事故が近年多発しているという。東京都で6月に成立した受動喫煙防止条例は、飲食店の8割以上を原則屋内禁煙とした。子どもの受動喫煙は虐待であるという認識をもっと、他の自治体も対策に取り組んでほしい。